



2024年8月30日

各 位

会 社 名 株式会社 R E V O L U T I O N
代 表 者 の 代表取締役社長 新藤弘章
役 職 氏 名 (コード番号 8894 東証スタンダード)
問 合 せ 先 管理本部本部長 津野浩志
電 話 番 号 0 3 - 6 6 2 7 - 3 4 8 7

株式併合及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2024年9月30日開催の臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）において、株式併合及び定款の一部変更に関する議案を付議することを決議いたしましたので下記のとおりお知らせいたします。

なお、本臨時株主総会にかかる基準日は2024年8月2日です。その他の詳細につきましては、本日別途開示いたしました「臨時株主総会及び種類株主総会の開催日及び付議議案の決定に関するお知らせ」をご参照ください。

記

1. 併合の目的

当社が発行する普通株式の発行済株式総数は2024年4月30日現在664,332,877株です。当社普通株式の株価水準は、全国証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（1単元あたり50万円未満）ではあるものの、株価が相対的に低いことから、投機対象として株価の大きな変動を招きやすい状況となっております。

また、2024年8月29日現在の当社株価は35円であり、1円あたりの株価変動率についても相対的に大きく、株主及び一般投資家の皆様への影響は小さくない状況であると認識しております。

このような状況を踏まえ、取引所市場や一般投資家からの信頼獲得に繋げるために、当社普通株式の株価及び株式の投資単位の適切な水準への調整や、将来の柔軟かつ機動的な株主還元施策を実施するうえで最適な発行済株式総数の実現等の観点から総合的に勘案し、10株を1株に併合する株式併合を実施するものであります。

2. 併合の内容

(1) 併合する株式の種類

普通株式

A種種類株式

第1回B種種類株式

(2) 併合の割合

2024年10月21日をもって、10株につき1株の割合で併合いたします。

(3) 効力発生日

2024年10月21日

(4) 併合により減少する株式数

①普通株式※

併合前の発行済普通株式総数（2024年8月2日現在）	668,499,544株
併合により減少する株式数	601,649,590株
併合後の発行済普通株式総数	66,849,954株

（注）「併合により減少する株式数」及び「併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数及び株式併合割合に基づき算出した理論値であります。

②A種種類株式※

併合前の発行済種類株式総数（2024年8月2日現在）	4,640,771株
併合により減少する株式数	4,176,694株
併合後の発行済種類株式総数	464,077株

（注）「併合により減少する株式数」及び「併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数及び株式併合割合に基づき算出した理論値であります。

③第1回B種種類株式※

併合前の発行済種類株式総数（2024年8月2日現在）	600株
併合により減少する株式数	540株
併合後の発行済種類株式総数	60株

（注）「併合により減少する株式数」及び「併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数及び株式併合割合に基づき算出した理論値であります。

※上記①～③においては本日付「株式交付によるWeCapital株式会社の株式取得（子会社化）に関するお知らせ」、「第三者割当による普通株式の発行に関するお知らせ」にて公表した増加する普通株式[554,606,667]株に関しては考慮しておりませんのでご注意ください。

(5) 併合後の発行可能株式総数

併合前の発行可能株式総数		併合後の発行可能株式総数 (2024年10月21日付)	
普通株式	1,618,567,524株	普通株式	250,000,000株
A種種類株式	4,650,000株	A種種類株式	4,650,000株
第1回B種種類株式	2,500株	第1回B種種類株式	2,500株
第2回B種種類株式	2,500株	第2回B種種類株式	2,500株

第3回B種種類株式	2,500株	第3回B種種類株式	2,500株
-----------	--------	-----------	--------

※併合後の発行可能株式総数は定款の一部変更の効力発生後の株数を掲載しております。

3. 併合により減少する株主数

2024年8月2日現在の株主名簿（普通株式）を前提とした株主構成は次のとおりです。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主数	12,065名（100.0%）	668,495,103株（100.0%）
10株未満所有株主	242名（2.0%）	538株（0.0%）
10株以上100株未満所有株主	350名（2.9%）	9,828株（0.0%）
100株以上1,000株未満所有株主	5,936名（49.2%）	1,576,966株（0.2%）
1,000株以上所有株主	5,537名（45.9%）	666,907,771株（99.8%）

※自己株式4,441株、1名は1,000株以上所有株主から排除しております。

上記の株主構成を前提とした場合10株未満の株式を所有されている株主様242名は株主の地位を失うこととなります。

また、所有株式100株以上1,000株未満の株主様5,936名は新たに単元未満株式の保有者となり、取引所市場における売買機会及び株主総会における議決権を失うこととなります。

なお、単元未満株式をご所有の株主様は、当社に対して、会社法第194条第1項並びに当社定款の規定により、株主様が所有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を買増しすることを当社に請求することができます。また、同法第192条第1項及び当社定款の規定により、その単元未満株式を買取ることを当社に請求することができます。具体的なお手続きにつきましては、当社株式についてお取引をされている証券会社または当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

【当社株主名簿管理人お問い合わせ先】

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

三井住友信託銀行株式会社証券代行部

電話番号：0120-782-031（通話料無料）

受付時間：午前9時から午後5時まで（土日、祝日を除く）

4. 1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合は、会社法第235条の定めに基づき、その株式について一括して売却処分または自己株式として買取りを行い、それらの代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

5. 併合の条件

2024年9月30日開催の臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会において、株式併合に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

6. 第1回B種種類株式に係る調整

第1回B種種類株式に係る発行要項に定める金銭を対価とする取得額について調整いたします。詳細は後述の「7. 定款の一部変更について (2) 変更の内容」をご参照ください。

7. 定款の一部変更について

(1) 定款変更の目的

前述しております株式併合に伴い、現行定款第6条に規定する普通株式の発行可能株式総数を株式併合の割合に合わせて減少させるものであります。

(2) 変更の内容

(変更部分を下線で示しています)

現行定款	変更案
<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は <u>1,618,567,524</u> 株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、それぞれ、次のとおりとする。ただし、第1回ないし第3回B種種類株式の発行可能種類株式総数は併せて 2,500 株を超えないものとする。</p> <p>普通株式 <u>1,618,567,524</u> 株</p> <p>A種種類株式 4,650,000 株</p> <p>第1回B種種類株式 2,500 株</p> <p>第2回B種種類株式 2,500 株</p> <p>第3回B種種類株式 2,500 株</p> <p>以下、第1回ないし第3回B種種類株式を併せて「B種種類株式」といい、第1回ないし第3回B種種類株式のうちのいずれか一つの種類の株式を意味する場合には「各B種種類株式」という。</p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は <u>250,000,000</u> 株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、それぞれ、次のとおりとする。ただし、第1回ないし第3回B種種類株式の発行可能種類株式総数は併せて 2,500 株を超えないものとする。</p> <p>普通株式 <u>250,000,000</u> 株</p> <p>A種種類株式 4,650,000 株</p> <p>第1回B種種類株式 2,500 株</p> <p>第2回B種種類株式 2,500 株</p> <p>第3回B種種類株式 2,500 株</p> <p>以下、第1回ないし第3回B種種類株式を併せて「B種種類株式」といい、第1回ないし第3回B種種類株式のうちのいずれか一つの種類の株式を意味する場合には「各B種種類株式」という。</p>
<p>(金銭を対価とする取得請求権)</p> <p>第10条の13 (1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 各B種種類株式を取得するのと引換えに交付する金銭の額</p> <p>対価金銭の額は、金銭対価取得請求に係る各B種種類株式の数に、<u>1,000,000</u> 円を乗じて得られた額とする。</p>	<p>(金銭を対価とする取得請求権)</p> <p>第10条の13 (1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 各B種種類株式を取得するのと引換えに交付する金銭の額</p> <p>対価金銭の額は、金銭対価取得請求に係る各B種種類株式の数に、<u>10,000,000</u> 円を乗じて得られた額とする。但し、<u>B種優先株式につき、株式分割、株式併合、又はこれに類する事由があったときは、その比率に応じて、B種優先株</u></p>

	<u>式の価値が希薄化しないよう適切に調整される。</u>
<p>(金銭を対価とする取得条項 (強制償還))</p> <p>第 10 条の 14 当社は、各 B 種種類株式発行後、いつでも、各 B 種種類株主に対して、当社の取締役会が別途定める日 (以下「強制償還日」という。) が到来することをもって、各 B 種種類株主又は各 B 種種類登録株式質権者の意思にかかわらず、強制償還日における会社法第 461 条第 2 項に定める分配可能額を限度として、金銭を対価として、各 B 種種類株式の全部又は一部を取得することができる。各 B 種種類株式に付された金銭を対価とする取得条項を行使する場合に交付される金銭の額は、当該各 B 種種類株式の数に <u>1,000,000 円</u> を乗じて得られた額とする。なお、一部取得を行うにあたり、取得する各 B 種種類株式は、比例按分その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって決定される。</p>	<p>(金銭を対価とする取得条項 (強制償還))</p> <p>第 10 条の 14 当社は、各 B 種種類株式発行後、いつでも、各 B 種種類株主に対して、当社の取締役会が別途定める日 (以下「強制償還日」という。) が到来することをもって、各 B 種種類株主又は各 B 種種類登録株式質権者の意思にかかわらず、強制償還日における会社法第 461 条第 2 項に定める分配可能額を限度として、金銭を対価として、各 B 種種類株式の全部又は一部を取得することができる。各 B 種種類株式に付された金銭を対価とする取得条項を行使する場合に交付される金銭の額は、当該各 B 種種類株式の数に <u>10,000,000 円</u> を乗じて得られた額とする。<u>但し、B 種優先株式につき、株式分割、株式併合、又はこれに類する事由があったときは、その比率に応じて、B 種優先株式の価値が希薄化しないよう適切に調整される。</u>なお、一部取得を行うにあたり、取得する各 B 種種類株式は、比例按分その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって決定される。</p>
(新 設)	<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>第 6 条の変更は、2024 年 10 月 21 日をもって、効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>なお、本附則は 2024 年 10 月 21 日経過後、これを削除する。</u></p>

8. 日程

2024 年 8 月 30 日	取締役会決議日
2024 年 9 月 30 日	臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会決議日
2024 年 10 月 21 日	株式併合及び定款の一部変更の効力発生日
2024 年 11 月上旬	対象株主様へ株式併合割当通知を発送
2024 年 12 月上旬	対象株主様へ株式の端数にかかる処分代金の分配

以 上

(ご参考) 株式併合に関するQ&A

Q 1. 株式併合とはどのようなことですか。

A 1. 株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少数の株式とする会社法で定められた行為です。今回、当社では普通株式 10 株を 1 株に併合することを予定しております。

Q 2. 株式併合の目的は何ですか。

A 2. 当社の種類株式を含めた発行済株式総数は、2024 年 4 月 30 日現在で 668,974,248 株となっております。この株式総数は当社の事業規模から多い状態にあると考えております。

また、当社の株価は 35 円、投資単位は 3,500 円（2024 年 8 月 29 日現在）であり、東京証券取引所の有価証券上場規程において望ましいとされる投資単位の水準である「50 万円未満」ではあるものの、株価が相対的に低いことから、投機対象として株価の大きな変動を招きやすい状況となっております。

このような状況を改善するため、今般、2024 年 9 月 30 日開催の臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会において株主の皆さまのご承認をいただくことを前提に、10 株を 1 株に併合する株式併合を実施することといたしました。

Q 3. 株主の所有株式数や議決権の個数はどのようになるのですか。

A 3. 株主の皆さまの株式併合後のご所有株式数は、2024 年 10 月 18 日の株主名簿に記載または記録されたご所有株式数に 10 分の 1 を乗じた株式数（1 株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てます。）となります。また、議決権数は本株式併合後のご所有株式数 100 株につき 1 個となります。具体的には、ご所有株式数及び議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権個数	ご所有株式数	議決権個数	端株株式
例 1	10,000 株	100 個	1,000 株	10 個	なし
例 2	1,234 株	12 個	123 株	1 個	0.4 株
例 3	100 株	1 個	10 株	なし	なし
例 4	9 株	なし	なし	なし	0.9 株

- ・例 1、例 3 に該当する株主の皆様に関しましては、特段のお手続きの必要はございません。
- ・例 2、例 3 で発生する単元未満株式につきましては、ご希望により「単元未満株式の買取り」制度をご利用いただけます。
- ・例 2、4 で発生する端数株式につきましては、全ての端数株式を当社が一括して処分し、それらの代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。この端数を処分してお支払いする金額は、端数株式の処分に係る手続きが完了する 2024 年 12 月上旬頃お送りすることを予定しております。
- ・例 4 でご所有株式数が 10 株未満の株主様は、株式併合により全ての株式が端数株式となるため、当社株式の保有機会を失うこととなります。

なお、株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買取り」制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。

また、当社では、同制度を利用される株主の皆様のご利便性を高めるため、「単元未満株式の買取り」制度のご利用に伴う当社に支払う手数料を無料とさせていただきます。具体的なお手続きにつきましては、お取引先の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 4. 株式併合により所有株式数が減少しますが、資産価値に影響がありますか。

A 4. 本株式併合により株主の皆さまのご所有株式数は10分の1となりますが、本株式併合の前後で会社の資産や資本の状況は変わりませんので、株式1株あたりの資産価値は10倍になります。従って、株式市場の変動等の要因を別とすれば、本株式併合によって株主の皆さまご所有の当社株式の資産価値に影響が生じることはございません。なお、本株式併合後の株価は、理論上は本株式併合前の10倍となります。

Q 5. 端数株式が生じないようにする方法はありますか。

A 5. 本株式併合の効力発生（2024年10月21日）前に、「単元未満株式の買取り」制度をご利用いただくことにより、1株に満たない端数株式の処分を受けないようにすることが可能です。具体的なお手続きにつきましては、お取引先の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 6. 株式併合により、単元未満株式が生じますが、株式併合後も「単元未満株式の買取り」制度を利用できますか。

A 6. 本株式併合後においても、「単元未満株式の買取り」制度をご利用いただけます。具体的なお手続きにつきましては、お取引先の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 7. 投資単位（最低投資金額）はどうなりますか。

A 7. 2024年8月29日の東京証券取引所における終値35円を例に挙げますと、本株式併合前における投資単位は、次のとおりです。

併合前 35円/株 × 100株 = 3,500円

この株価を前提にすると、株式併合後の投資単位は、理論上、次のとおりとなります。

併合後 350円/株 × 100株 = 35,000円

※株価は、本株式併合に伴い、理論上は10倍となります。

Q 8. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

A 8. 具体的なスケジュールは次のとおりの日程を予定しております。

2024年8月30日	取締役会決議日
2024年9月30日	臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会決議日
2024年10月21日	株式併合及び定款の一部変更の効力発生日
2024年11月上旬	対象株主様へ株式併合割当通知を送付
2024年12月上旬	対象株主様へ株式の端数にかかる処分代金の分配

Q 9. 株式併合に伴い、必要な手続きはありますか。

A 9. 特段の手続きの必要はございません。

なお、「単元未満株式の買取り」制度をご利用いただく場合の具体的なお手続きにつきましては、お取引先の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

【当社株主名簿管理人お問い合わせ先】

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

三井住友信託銀行株式会社証券代行部

電話番号：0120-782-031（通話料無料）

受付時間：午前9時から午後5時まで（土日、祝日を除く）

以上